

特定区域景観形成指針の策定について

平成 30 年 3 月 28 日
第 6 回豊島区景観審議会
報告資料 1 - 1

令和 3 年 7 月 14 日
第 25 回豊島区景観審議会
デザイン検討部会
議事 2 資料第 1 号

1. 主旨

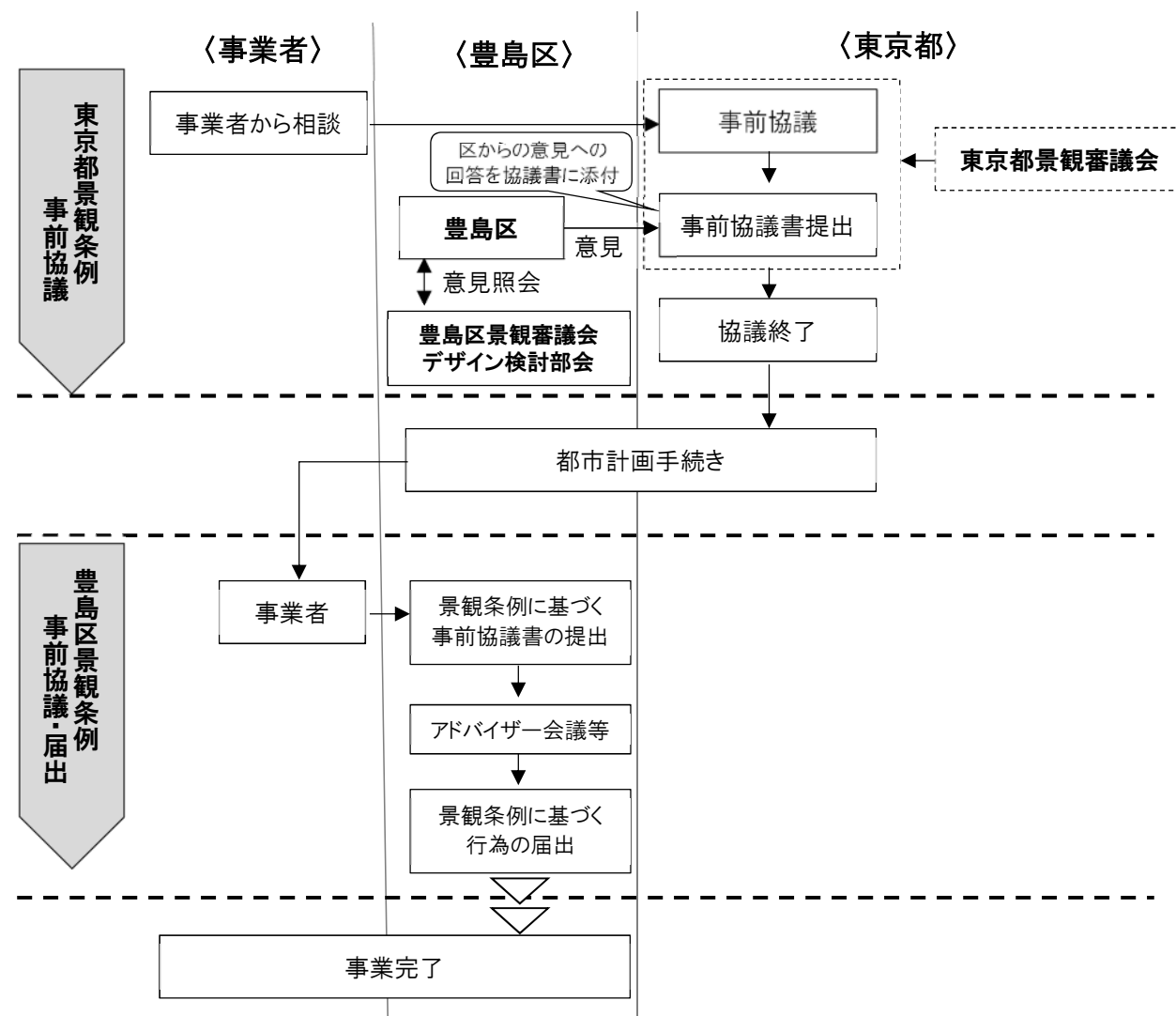
池袋駅西口周辺において計画されている複数の開発について、より良好な景観の形成を図るため、**特定区域景観形成指針を策定し、この指針に基づき事前協議を行う。**このことにより**複数の計画を一体的に捉えて景観誘導を図る**ことで、**地域の個性を生かした景観を誘導**する。

2. 特定区域景観形成指針とは

東京都は再開発等の大規模建築物について、東京都景観計画の大規模建築物等景観形成指針に基づいて、区に先駆けて景観の事前協議を行う。

ただし東京都の大規模建築物等景観形成指針の特例として、**大規模建築物等が複数計画される区域**において、それらの計画を**一体的に捉えて景観誘導を図る**ための仕組みとして、「**特定区域景観形成指針**」を定めることができる。この指針に基づき事前協議を行うことにより、**地域の個性を生かした景観を誘導**することができる。

3. 現在の事前協議の流れ



4. 指針策定までの流れおよび、策定後の事前協議の流れ

